

産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領 改正の概要

- 1 講習会修了後の取扱い（要領第3-1、第5-1関係）
講習会の修了証について公益財団法人日本廃棄物処理振興センターの取扱いに合わせて内容を整理しました。
- 2 繰上げ更新に係る講習会修了証の取扱い（要領第3-1、第5-1関係）
繰上げ更新するときの講習会修了証の取扱いについて、わかりづらい表現があったため、表現を変更しました。
- 3 登記されていないことの証明書の取扱い（要領第3-1、第5-1関係）
法務局からの通知に合わせて、取扱いを明確化しました。
- 4 優良確認の取扱い（要領第3-1、第5-1、第7-6関係）
優良確認は平成28年3月31日までの経過措置のため、文言を削除しました。
- 5 統一許可番号の交付手続き（要領7-1関係）
環境省の通知に合わせて、内容を変更しました。
- 6 その他
用語の統一や表現の明確化等の所要の改正を行いました。

【施行期日】

平成28年4月1日